

神戸電鉄利用助成金制度 御利用の流れ

①申請（様式第1号）（学校→(市) 交通政策課）

実施日の30日前までに、申請書を提出

②乗車券の購入（学校→神戸電鉄）団体乗車券の申込み

《方法1：実施日まで14日以上前の場合》

連絡先…神鉄観光(株)旅行部営業第二課教育旅行グループ
(Tel. 078-521-1351)

- ① 電話で購入予定の旨を連絡し、その後、ファックスにより申込書を神鉄観光へ提出 (Fax. 078-521-1391)。
- ② 神鉄観光から「団体乗車券」を郵送により受け取る。
- ③ 実施後、電車団体実（乗車）人数報告書をファックスにより神鉄観光へ報告。
- ④ 神鉄観光から郵送される振込用紙により支払う。
- ⑤ 神鉄観光から領収書を郵送により受け取る。

※乗車体験等のため、各自が切符を持ち、改札を通るには、
「だんたいかずとりけん団体数取券」の発券が必要です。発券に時間がかかるので、
実施日の14日前までに申し込んでください。

《方法2：実施日まで14日未満の場合》

連絡先…志染駅 (Tel. 85-5288)

- ① 電話で購入予定の旨を連絡。
- ② 先生が志染駅に出向き、「団体乗車券」を受け取り、支払う。
- ③ 実施後、乗車人数に増減があった場合は、再度、先生が志染駅に出向いて精算。

※ただし、実施日までの期間が少ない場合はこの限りではありません。
詳しくは、志染駅までお問合せください。

③事業の実施

実施後30日以内に提出

④請求書等の提出（学校→(市) 交通政策課）

- 提出書類
- ・ 申請書（人数等に変更があった場合）
 - ・ 請求書（様式第3号）
 - ・ 領収書
 - ・ 参加者の名簿（区分（大人、小人、幼児）を明記）

⑤支払い

((市) 交通政策課→学校)
交付決定通知書の交付、請求額の支払い

三木市 都市整備部 交通政策課
担当：吉川、最所
電話：82-2000（内線 2299、2297）

記入例

様式第1号 (第4条関係)

神戸電鉄利用助成金交付申請書

三木市長様

標記助成金の交付を受けたいので、学校等の行事に係る神戸電鉄利用助成金交付申請書
下記のとおり申請します。

(申請年月日) 令和元年 5月7日

①行事実施日 30 日前の日付で申請してください。

②学校長名で申請してください。

③他の補助金等を受けている行事は助成対象となりません。
④助成額は、運賃の割引適用後の額となります(10 円未満切上げ)。

⑤事業に参加する生徒の学年も記入してください。

⑥参加者全員の行程が同じである必要があります。
※ 駅名は正式名称でお願いします。
例：○恵比須 ×えびす、恵比寿

申請者	所在地	〒 673-0492 三木市 上の丸町 10-30	
	団体名	〇〇 学校	
	代表者氏名	校長 三木 太郎	
	電話番号	(0794) 82 - 2000	
	担当者氏名	三木 花子	
助成金交付申請額		10,790	助成金交付決定額 ※記入不要
事業の計画概要	事業の内容	校外学習 (3年生)	
	実施日	令和元年 6 月 10 日(月)	
	実施場所	三木山森林公園	
	事業目的	木や昆虫の観察	
乗車区間、人数及び乗車券の種類	乗車区間 (駅名を記入)	乗車区分 (当てはまるものに○)	乗車人数
	広野の丸場前～三木	往復・片道	大人 2 小 43 45 ①
	～	往復・片道	

※乗車券の種類：①団体乗車券、②普通回数券、

【事務処理欄】

団体乗車券を利用 (合計人数：25 人以上)

乗車区間	大人/小人	一人当たり普通運賃	割引率	人数	無賃扱人数	運賃計
～ (往復・片道)						
～ (往復・片道)						
計	—	—	—	—	—	()
交付決定額	—	—	—	—	—	

※10 円未満切り上げ

回数券、普通乗車券を利用 (合計人数：25 人未満)

乗車区間	乗車券の種類※	大人/小人	一人当たり普通運賃	人数	無賃扱人数	運賃計
～ (往復・片道)						
～ (往復・片道)						
交付決定額						

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

三木市長 様

- ① 学校長名で申請してください。
- ② 代表者氏名は、校長〇〇〇〇と記入してください。
- ③ 連絡先は、電話番号と担任の先生の氏名を記入してください。

所在地	
団体名	
代表者氏名	④
連絡先	

神戸電鉄利用助成金請求書

年 月 日付で交付決定のあった標記の助成金を神戸電鉄利用助成要綱第5条の規定により、下記のとおり請求します。受取については、下記の者に委任します。

- ④ 申請書の申請年月日と同じ日付を記入してください。

- ⑤ 振込先口座名義が学校長名と異なる場合は、記入してください。(学校長名義の場合は、記入の必要はありません。)

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

- ⑥ 助成金交付申請額と同じ金額を記入してください。

フリガナ 口座名義	ミキ ハナコ 三木 花子		
金融機関		支店	
口座種別	普通・当座・貯蓄	口座番号	

3 添付書類

- ⑦ コピー不可

- (1) 神戸電鉄の利用に係る領収書
- (2) バスの利用に係る領収書。ただし、第3条ただし書の規定によるバス運賃の助成を受けた場合に限る。
- (3) 参加者の名簿

年 月 日
検 収 印

- ⑧ 様式は任意。参加者の区分(大人、小人、幼児)を明記してください。

神戸電鉄利用助成に係る注意事項

- 1 団体運賃（25人以上）が適用できる場合は、団体乗車券を御利用ください。
※「代表的な切符購入例1」参照
- 2 団体運賃が適用できない場合、使用できる回数乗車券があれば、そちらを御利用ください。また、土休日回数券や時差回数券が使用できる場合は、そちらを御利用ください。

(注)保育所又は幼稚園での御利用の場合、神戸電鉄では大人1名につき幼児が2名無料（神姫バスは1名）となります。この場合でも、回数乗車券が利用できる場合は、そちらを御利用ください。
※「代表的な切符購入例2」参照
- 3 バス利用の助成対象は、学校等から神戸電鉄の駅までの間を移動する場合は。
- 4 「請求書」の記入に当たり、請求者と振込先の口座名義が異なる場合は、下記の一文を追加してください。
「受取については、下記の者に委任します。」
- 5 「請求書」の「口座名義」欄には、フリガナも記入してください。
- 6 「領収書」は、原本を添付してください（コピー不可）。
- 7 「参加者の名簿」は、参加者の区分（大人、小人、幼児）を明記してください。

区分	大人：中学生以上
	小人：小学生
	幼児：1歳以上6歳未満（小学校入学前の6歳児も含む。）

代表的な切符購入例

例1 中学校で先生2名、生徒40名で、志染～三木の往復を御利用の場合（平日昼間の御利用）

①団体乗車券を利用した場合

$$240 \text{ 円 (大人片道運賃)} \times 0.7 \times \underline{41 \text{ 名}} \\ = 6,888 \text{ 円 (片道)} \quad \text{団体割引率}$$

$$6,888 \text{ 円} \times 2 = 13,776 \text{ 円 (往復)} \\ \Rightarrow \underline{13,780 \text{ 円 (往復)}}$$

※10円未満は切り上げ

団体（25～99人）利用につき、
大人1名が無賃扱い
(大人) $42 - 1 = 41$ 名

②回数乗車券を利用した場合

$$240 \text{ 円 (大人片道運賃)} \times 39 \text{ 名} \\ = 9,360 \text{ 円 (片道)}$$

$$9,360 \text{ 円} \times 2 = \underline{18,720 \text{ 円 (往復)}}$$

普通回数乗車券3冊購入で3名無賃扱い
(大人) $42 - 3 = 39$ 名
※普通回数乗車券：11枚で10枚分の運賃

①と②を比較すると①のほうが安いため、助成金額は 13,780円

例2 保育所又は幼稚園で先生3名、園児20名で、志染～三木の往復を御利用の場合（平日昼間の御利用）

団体運賃適用外人数（25人未満）のため、一部で回数乗車券を購入した場合

$$240 \text{ 円 (大人片道運賃)} \times 3 \text{ 名} \\ + 120 \text{ 円 (小人片道運賃)} \times \underline{13 \text{ 名}} \\ = 2,280 \text{ 円}$$

$$2,280 \text{ 円} \times 2 = \underline{4,560 \text{ 円 (往復)}}$$

①大人1名につき、幼児2名が無賃扱い
 $20 - 3 \times 2 = 14$ 名
②残り14名のうち、普通回数乗車券1冊購入で
1名無賃扱い
(小人) $14 - 1 = 13$ 名
※普通回数乗車券：11枚で10枚分の運賃

学校等の行事に係る神戸電鉄利用助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校等がその行事のため、神戸電鉄を利用した場合に、当該利用に要した運賃等を助成することにより、教育の振興等に寄与するとともに、神戸電鉄の利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校等 次に掲げるものをいう。

ア 市内の幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校及び特別支援学校

イ 市内の自治会、子ども会、老人クラブ、女性団体その他の公共的団体

(2) 行事 遠足、社会見学、視察研修等の行事であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 参加者全員の行程が同じであること。

イ 他の補助金等の対象でないこと。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、予算の範囲内で、学校等が行事のために利用した神戸電鉄の乗車区間の運賃に相当する額（神戸電鉄が行う運賃の割引の適用を受けることができる場合にあつては、当該割引を適用した額）とする。ただし、学校等から神戸電鉄の駅までの間の移動のため、バスを利用することが必要と認められる場合は、当該バス運賃に相当する額を加算するものとする。

(申請及び交付決定)

第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、行事を行う日の30日前までに、神戸電鉄利用助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に行事参加予定者名簿その他必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書の提出があつた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、神戸電鉄利用助成金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知する。

(助成金の請求等)

第5条 前条第2項の規定により助成金の交付決定を受けた者は、助成金の交付を受けようとするときは、行事を行った日の翌日から起算して30日以内に、神戸電鉄利用助成金請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 神戸電鉄の利用に係る領収書

- (2) 第3条ただし書の規定に該当する場合にあっては、バスの利用に係る領収書
- (3) 行事参加者名簿

2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第6条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消した部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(遅延利息)

第7条 助成金の交付を受けたものは、前条第2項の規定により助成金の返還を命じられた場合において、当該助成金を同項の期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
(神戸電鉄利用助成要綱の廃止)
- 2 神戸電鉄利用助成要綱（平成23年3月31日制定）は、廃止する。
(神戸電鉄利用助成要綱の廃止に伴う経過措置)
- 3 この要綱の施行の日前において、現に廃止前の神戸電鉄利用助成要綱（以下「旧要綱」という。）による助成対象であった者のうち、旧要綱の規定により同日前までに交付申請をしたものについては、なお従前の例による。



HOME > 鉄道情報 > きっぷの情報/団体券

きっぷの情報

● 団体券

団体割引率

全構成人員 (無賃含む)	学校団体		普通団体
	中学校	小学校他	
25～99人	3割引	2割引	1割引
100～299人	4割引	3割引	2割引
300人以上	5割引	4割引	3割引

無賃扱人員

全構成人員	無賃扱人員
25～99人	1人
100～149人	2人
以上50人までを増す毎に	1人を加える

※神戸市営地下鉄線には無賃扱いはありません

団体運賃の計算方法

団体運賃(10円単位に切上) = 1人あたりの全行程普通運賃 × (1 - 割引率) × (全構成人員 - 無賃扱人員)
 ※無賃扱人員は、大人・小児の順で決め、計算もその順によります。

<計算例>

小学生141名が、先生4名とともに三田駅から有馬温泉駅まで往復ご乗車になる場合

$$980円(三田駅～有馬温泉駅間大人往復普通運賃) \times 0.7(3割引) \times 2名(先生4名の内、2名無賃扱) + 500円(三田駅～有馬温泉駅間小児往復普通運賃) \times 0.7(3割引) \times 141名 = 50,722 \Rightarrow 50,730円(1円単位は10円単位に切り上げ)$$

以上、お支払いいただく金額は50,730円となります。

団体数取券のご案内

団体乗車券を1枚ずつの乗車券にしたものです。

お一人ずつお持ちいただけますので、前もって乗車券を配布して現地集合、現地解散にされると大変便利です。

小学校低学年生には、自動改札機を通る体験学習にも活用できます。

サイトのご利用にあたって / 個人情報の取り扱いについて / サイトマップ / リンク



HOME > 鉄道情報 > きっぷの情報/回数券

きっぷの情報

回数券

回数券の発売場所

回数券は、各駅の自動券売機でお買い求めいただけます。

回数券の種類

種類	利用可能日時	枚数	発売額および割引率	有効区間	有効期間
普通回数券	毎日終日	11枚	普通運賃の1.0倍 (大人・小児) 約9%		
時差回数券 (オフピーク チケット)	平日ダイヤ運行日の 10~16時と、土休日 ダイヤ運行日の終日	6枚	普通運賃の5倍 (大人のみ) 約1.6%	当社線内用は当社線内、連絡回数券は 連絡各社線毎に接続駅からの表示区間 となります。 連絡他社線有効分を当社線運賃に適用 することはできません。	購入日の翌月から 3か月後の末日まで
土休日回数券 (サンキュー チケット)	土休日ダイヤ運行日 の終日	7枚	普通運賃の5倍 (大人のみ) 約2.8%		

【ご注意】

- 利用可能日時・・・乗車時利用は入場時、精算時利用は精算時点が上記時間帯のときご利用になれます。
- 発売額・・・乗継割引区間については割引適用前運賃の普通運賃基準となります。連絡社線では割引率が異なる場合があります。
- 有効区間・・・精算時に当社線精算に利用できる回数券は、乗車時利用分のほかに1枚までです。

回数券の払い戻し方法

回数券は、有効期間内で購入駅・有効期限・運賃区間が同一のものに限り次により払い戻しいたします。
(使用枚数により払い戻しできない場合がございます。)

払い戻し額=既に收受した運賃 - [(使用済券片数 × 同区間普通運賃) + 手数料220円]

※詳細は駅窓口またはインターホンで係員にお問い合わせください。

サイトのご利用にあたって / 個人情報の取り扱いについて / サイトマップ / リンク